

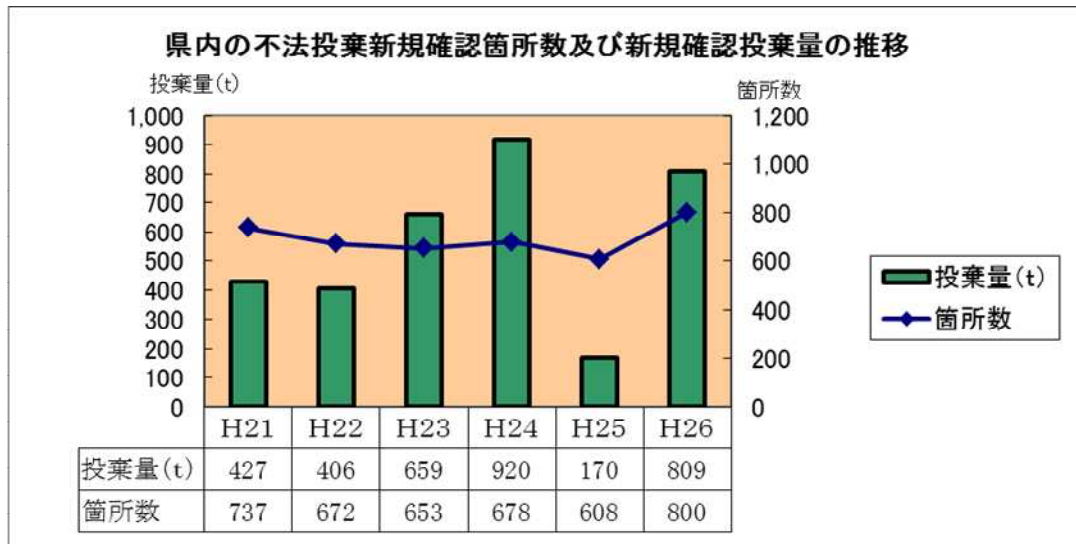
<b>第9号</b> H27(2015) 8.14	<b>不法投棄監視協力員たより</b>	発行：山梨県森林環境部 環境整備課
TEL 055-223-1517	FAX 055-223-1507	メール kankyo-sb@pref.yamanashi.lg.jp

## はじめに

不法投棄監視協力員は、平成27年8月1日現在で983名の方々に登録をいただいております。今後とも、皆様方には、不法投棄の未然防止、早期発見のため、通報等に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、県外への転居、健康上等の理由により、登録の辞退を希望される場合は、環境整備課又は各林務環境事務所にその旨を申し出てください。

## 山梨県の不法投棄の状況



- このグラフは、各林務環境事務所で把握・確認した不法投棄量及び箇所数等を集計したものです。
- 市町村で独自に発見、撤去した小規模な不法投棄は含まれていません。

平成26年度中に山梨県内で新規に確認された不法投棄廃棄物の投棄量は809t（対前年度比375.9%増）、投棄箇所数は800箇所（対前年度比31.6%増）となっています。

不法投棄量が前年を大幅に上回っていますが、これは、大規模案件が1件あったことによるもので、既に撤去は完了しております。

不法投棄箇所は、ここ数年は600箇所台で推移していましたが、平成26年度は増加しており、その内訳は、テレビや布団などの一般廃棄物が756箇所、建設廃材などの産業廃棄物が44箇所と大半を家庭から出された一般廃棄物が占めております。

## 不法投棄監視協力員からの通報件数の推移

これまでに147件の通報をいただきました。引き続き御協力をお願いします。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
12	27	21	21	19	17	12	7	7	4	147

## 通報事例の紹介

通報で判明した不法投棄の事例を御紹介します。

### 【事例】

通報時期：平成27年1月

通報内容：放置車両が置かれている。

投棄物：廃トラック



この通報を受け、県で現地調査を行ったところ、通報のとおり、廃トラックが放置されている状況を確認しました。

車輛の劣化が激しく、ナンバープレートも外されており、警察でも車体番号を調査しましたが、判明しませんでした。

県としては、土地の管理者に対して、トラックの所有者が判明しなければ、土地管理者の責任で処理等をお願いする旨を伝え、了解を得ました。

## 不法投棄等による刑罰について

不法投棄や不法焼却は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます（廃棄物処理法第25条第1項第14号及び第15号）。実際の不法投棄等の事件では、刑事手続きの中で様々な事情が考慮され、判決等で刑罰の内容が決まります。

山梨県内の不法投棄事件等における確定した刑罰を御紹介します。

No	事件内容 ( )内は逮捕又は起訴された年	刑罰
1	都内建設業者が甲州市の資材置場で建設廃材(約10m <sup>3</sup> )を野外焼却した事件(平成18年)	懲役1年(執行猶予3年) 罰金40万円
2	大月市内の解体業者が解体による産業廃棄物(約11m <sup>3</sup> )を自宅敷地及び農地に不法投棄した事件(平成18年)	懲役2年(執行猶予3年) 罰金法人300万円、個人100万円
3	産業廃棄物中間処理業者が忍野村の民有地に茶殻やおからを不法投棄した事案で、中間処理業者は「茶殻とおからの混合物は堆肥である」などと主張し、不法投棄を認めなかったが、県は同人を不法投棄で告発した事件(平成20年)	懲役2年(執行猶予3年) 罰金50万円
4	大月市の解体業者による上記2の事案において、自宅敷地及び農地3箇所に堆積した産業廃棄物の全量撤去を命じた措置命令に従わないため、県は同人を告発した事件(平成21年)	懲役1年6か月 罰金100万円
5	都内の店舗併用住宅の解体で発生した産業廃棄物(約3.7t)が身延町に不法投棄された事件(平成22年)	懲役2年4か月(執行猶予3年) 罰金50万円
6	韮崎市で建設廃材(フレコンパック2袋分)が野外焼却された事件(平成22年)	罰金20万円
7	甲府市内の家屋の解体で発生した産業廃棄物(約5.5m <sup>3</sup> )が北杜市に不法投棄された事件(平成22年)	罰金100万円
8	不用品回収により集められた衣類、家財道具などの一般廃棄物(約1t)が南アルプス市に不法投棄された事件(平成23年)	懲役1年(執行猶予4年) 罰金50万円
9	道志村の山林に木造建物の解体で発生した産業廃棄物(約1.5t)が不法投棄された事件(平成24年)	懲役1年(執行猶予3年) 罰金50万円